

(様式1)  
報道資料提供

提供日	令和 4 年 4 月 27 日 (水)
発表事項 (タイトル)	職員の懲戒処分等について (提供)
要旨・経緯	<p>令和4年4月25日付けで、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので提供いたします。</p> <p>令和2年度の青少年指導員活動謝金の額の変更について、担当職員が内規の改正を行わなかったことにより、本来必要のない支出が生じ、市に損害(48,750円)を与えたこと、また、同職員が謝金の額の積算根拠となる指導員から提出された活動報告書の内容を一部改ざんしたことに対し、懲戒処分等を行いました。</p> <p>この事案において、懲戒処分として減給1名、その他、訓告2名、嚴重注意1名の処分を行いました。</p>
広報ポイント	<p>教育長のコメント</p> <p>「このような事案に至り、市民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。再発防止に向け、各種業務については複数名で担当するとともに、職場内において業務に関する情報共有を徹底し、法令遵守の徹底と職員の規範意識の向上を図り、二度とこのようなことがないよう職員一同、信頼回復に向けて全力を注いでまいります。」</p>
添付資料	<p>①職員の懲戒処分等について (提供)</p> <p>②別添「阪南市青少年指導員活動謝金の支払いに係る担当職員の不作為による損害の発生と公文書の不適正な取扱いについて」</p>
担当課	<p>【処分に関して】 阪南市教育委員会事務局 教育総務課 中川 電話 072-471-5678 (内線2365)</p> <p>【事案に関して】 阪南市教育委員会事務局 生涯学習推進室 矢島 電話 072-471-5678 (内線2340)</p>